

提案第15号

その他事業の取扱いについて

- 1 総合計画については、合併後に新市建設計画に基づき新たに策定する。
- 2 行政改革については、合併後に新たな改革計画を策定する。職員提案制度及び行政評価制度については、稲沢市の制度により実施する。
- 3 企業誘致については、合併後も継続して現計画の企業誘致を促進する。
- 4 行政情報公開制度については、稲沢市の制度を適用する。
- 5 個人情報保護制度については、稲沢市の制度を適用する。
- 6 公共施設の管理運営については、当面現行のとおりとし、合併後、より簡素で合理的な管理体制の構築を目指して、新市において調整する。
- 7 法律相談については、合併時に稲沢市の制度に統一する。なお、事業の実施に当たっては、現行の開催回数及び会場を確保する。
- 8 相談事業については、合併後、稲沢市の制度に統一する方向で調整する。ただし、当分の間は現行の回数及び会場を確保する。
- 9 NPO活動支援については、現行のとおりとする。
- 10 ケーブルテレビ放送の基盤整備については、新市内における格差是正に向けて、合併後、新市において調整する。

1 1 稲沢市、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合のそれぞれの職員互助会の組織を合併時に統合し、会員資格、掛金、助成金等を稲沢市の制度に統一するものとする。

1 2 議会広報については、合併時に稲沢市の制度に統一する。

1 3 選挙事務のうち、投票所等については、当面現行のとおりとする。その他については、新市において調整する。

1 4 土地賃貸借契約及び公有財産貸付契約については、現行のとおりとする。

1 5 入札及び契約については、原則として、稲沢市の制度に統一する。

なお、入札参加資格審査及び登録については、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町ともに入札参加資格有効期限である平成17年3月31日以降、1年間（平成17年度）は、経過措置としてそれぞれの登録を有効とする。

1 6 指定金融機関等については、稲沢市の制度に統一する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

| 協定項目 | 25 - 29 その他事業の取扱い |
|-------|---|
| 調整の内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 総合計画については、合併後に新市建設計画に基づき新たに策定する。 2 行政改革については、合併後に新たな改革計画を策定する。職員提案制度及び行政評価制度については、稲沢市の制度により実施する。 3 企業誘致については、合併後も継続して現計画の企業誘致を促進する。 4 行政情報公開制度については、稲沢市の制度を適用する。 5 個人情報保護制度については、稲沢市の制度を適用する。 6 公共施設の管理運営については、当面現行のとおりとし、合併後、より簡素で合理的な管理体制の構築を目指して、新市において調整する。 7 法律相談については、合併時に稲沢市の制度に統一する。なお、事業の実施に当たっては、現行の開催回数及び会場を確保する。 8 相談事業については、合併後、稲沢市の制度に統一する方向で調整する。ただし、当分の間は現行の回数及び会場を確保する。 9 NPO 活動支援については、現行のとおりとする。 10 ケーブルテレビ放送の基盤整備については、新市内における格差是正に向けて、合併後、新市において調整する。 11 稲沢市、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合のそれぞれの職員互助会の組織を合併時に統合し、会員資格、掛金、助成金等を稲沢市の制度に統一するものとする。 12 議会広報については、合併時に稲沢市の制度に統一する。 13 選挙事務のうち、投票所等については、当面現行のとおりとする。その他については、新市において調整する。 14 土地賃貸借契約及び公有財産貸付契約については、現行のとおりとする。 15 入札及び契約については、原則として、稲沢市の制度に統一する。 なお、入札参加資格審査及び登録については、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町ともに入札参加資格有効期限である平成17年3月31日以降、1年間（平成17年度）は、経過措置としてそれぞれの登録を有効とする。 16 指定金融機関等については、稲沢市の制度に統一する。 |

【提案理由】

- 1 新市において、地方自治法第2条第1項第4号の規定により、速やかに新市の基本構想を策定しなければならないためである。
- 2 行政改革については、各団体が取り組んで実効が得られており、今後も継続して取り組む必要があるためである。
- 3 事業実施中の事業については、特に、合併後も継続して事業を促進する必要があるためである。
- 4 行政の公正な執行と市民参加による民主行政をより確立し、行政と市民の信頼関係の増進と効率的な行政運営を図るためである。
- 5 個人情報の保護に関する法律第5条の規定により、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するためである。
- 6 合併後も、引き続き公共施設の管理運営の効率化を推進するためである。
- 7 住民サービスの低下を避けるためである。
- 8 住民サービスの低下を避けつつ、事業の統一的な実施に向けて調整を図るためである。
- 9 市民と行政が協働していく体制づくりを引き続き推進するためである。
- 10 新市の情報格差を是正するためである。
- 11 職員互助会については、職員の福利厚生として重要な役割を果たしているものであり、合併後においても組織を一本化し、引続き運営していくものである。
- 12 から 16 までについては、事務事業等の適正化を図る中で、住民への影響を最小限にするとともに、速やかに事務事業等の一元化を図るという基本的な考え方によるものである。

【現況】

| 項目 | 稲沢市 | 祖父江町 | 平和町 | 調整方針 |
|------|---|--|--|------------------------------------|
| 総合計画 | <p>第4次稲沢市総合計画 「やさしさと 緑あふれる 生きがい都市」の実現をめざして</p> <p>期間 平成15年度から平成24年度</p> <p>基本計画（前期） 平成15年度から平成19年度</p> <p>基本計画（後期） 平成20年度から平成24年度</p> <p>推進計画（5ヵ年計画） 実施計画を改め5ヵ年の推進計画を策定し進行管理を図る （前期）平成15年度から平成19年度 （後期）平成20年度から平成24年度</p> | <p>第3次祖父江町総合計画</p> <p>基本構想・基本計画 平成13年度から平成22年度</p> <p>実施計画 ローリング方式による3ヵ年計画を毎年度策定し、事業実施に移していく</p> | <p>第3次平和町総合計画</p> <p>基本構想・基本計画 平成8年度から平成20年度</p> <p>実施計画 ローリング方式による3ヵ年計画を毎年度策定し、事業実施に移していく</p> | <p>合併後に新市建設計画に基づき新たに総合計画を策定する。</p> |

| 項目 | 稲沢市 | 祖父江町 | 平和町 | 調整方針 |
|------|--|---|--|--|
| 行政改革 | <p>第三次行政改革 (平成11年度～平成20年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の適正管理 2 組織・機構の見直し 3 定員及び給与の見直し 4 人材の育成・確保 5 行政の情報化等行政サービスの向上 6 公正の確保と透明性の向上 7 財政の健全化 8 公共工事 9 事務事業の見直し 10 議会改革 <p>職員提案制度(平成13年度～) 強調月間として4月と10月の2回募集を行う。 平成14年度実績 提案件数24件 採用提案18件</p> <p>行政評価制度(平成15年度試行) 平成17年度に行政評価制度のシステムを確立する。</p> | <p>第一次行政改革 (平成11年度～平成15年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務事業の簡素化・効率化の推進 2 組織機構の見直し 3 外郭団体・委員会等の見直し 4 定員の適正管理と給与の適正化 5 職員の能力開発等の推進 6 行政の情報化等行政サービスの向上 7 町民に信頼される行政の推進・透明性の向上 8 経費の節減合理化等財政の健全化 9 公共施設の有効利用と行政サービスの充実 10 広域行政の適切な活用 <p>第二次行政改革(平成16年度～) 行政評価システムの検討予定</p> | <p>第一次行政改革 (平成11年度～平成13年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務事業の見直し 2 組織・機構の見直し 3 定員管理及び給与の適正化の推進 4 効果的な行財政運営と職員の能力開発等の推進 5 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上 6 会館等公共施設の設置及び管理運営 <p>第二次行政改革(平成14年度～) 財政の健全化の強化</p> | <p>合併後に新たな改革計画を策定する。</p> <p>職員提案制度及び行政評価制度については、稲沢市の制度により実施する。</p> |

| 項目 | 稲沢市 | 祖父江町 | 平和町 | 調整方針 |
|------|---|--|------|-------------------------------|
| 企業誘致 | <p>陸田工業団地の開発 (目的) 住工混在等による、機械設備の近代化、規模拡張が困難となっている市内工場の移転、拡張用地を確保し、既存工場の市外への流出を防ぎ、市の活性化、産業振興を図るため。</p> <p>(進出企業) 製造業を中心に、市内企業の進出の意向を調査及びPRをした。</p> <p>(開発規模) 7.4ha</p> <p>(土地利用計画) 工場用地</p> <p>(スケジュール) 平成15年度末開発許可 平成16年度造成工事、分譲</p> | <p>都築紡績跡地 用地内道路南側については、平成15年3月20日付をもって「愛電」が買収。工場立地計画は現段階では未定。 敷地内の町道(12月議会において認定)については、地元を調整し早急に開放し供用開始させる。 敷地南側・東西道路・町道祖父江山崎線の整備。 下水道の早急整備該当なし。</p> | 該当なし | <p>合併後も継続して現計画の企業誘致を促進する。</p> |

| 項目 | 稲沢市 | 祖父江町 | 平和町 | 調整方針 |
|-----------|--|--|--|---|
| 行政情報公開制度 | <p>(行政情報公開制度) 行政情報公開の申請窓口は、主管課が担当。 平成14年度公開件数 419件 写し1枚 10円</p> <p>(行政情報コーナー) 稲沢市議会会議録、市勢要覧、第4次総合計画、予算書、交際費支出内訳書など37種類の資料を市役所1階市民ホール「行政情報コーナー」に設置し、利用者が自由に資料などを閲覧することができる。</p> | <p>情報公開の申請窓口は企画課</p> <p>平成14年度公開件数 3件 写し1枚 10円</p> | <p>情報公開の申請窓口は総務課</p> <p>平成14年度公開件数 2件 写し1枚 10円</p> | <p>稲沢市の制度を適用する。</p> |
| 個人情報保護制度 | <p>稲沢市個人情報保護条例 (施行) 平成16年4月1日</p> | <p>祖父江町個人情報保護条例 (施行) 平成15年8月25日</p> | <p>平和町個人情報保護条例 (施行) 平成15年12月19日</p> | <p>稲沢市の制度を適用する。</p> |
| 公共施設の管理運営 | <p>第三次稲沢市行政改革大綱「公の施設の適正管理」により、稲沢市公共施設の管理運営を稲沢市公共施設管理協会に業務委託している。</p> <p>(委託施設) 市民会館 勤労福祉会館 総合体育館 稲沢東公民館 (他に市直営6カ所) 老人センター 3カ所 (他に市直営4カ所)</p> | <p>委託なし</p> | <p>委託なし</p> | <p>当面現行のとおりとし、合併後、より簡素で合理的な管理体制の構築を目指して、新市において調整する。</p> |

| 項目 | 稲沢市 | 祖父江町 | 平和町 | 調整方針 |
|------|--|---|---|---|
| 法律相談 | <p>法律相談（市直営）</p> <p>月2回 第1、第3火曜日 午後1時～午後3時40分 相談場所・・・総合文化センター 予約制 8人（1人20分間） 弁護士に委託</p> | <p>法律相談（社会福祉協議会（町が社会福祉協議会へ委託）） 毎月第3金曜日 午後1時～午後4時</p> <p>受付順 1日4人から8人 県法律扶助協会に委託（担当弁護士）</p> | <p>法律相談（社会福祉協議会（町が社会福祉協議会へ委託）） 偶数月第4木曜日 午後2時～5時</p> <p>予約制 6人（1人30分） 県法律扶助協会に委託（担当弁護士）</p> | <p>合併時に稲沢市の制度に統一する。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、現行の開催回数及び会場を確保する。</p> |
| 相談事業 | <p>合同相談 月1回 第3金曜日午前10時～午後3時 総合文化センター 当日受付順 相談種類（相談員） 行政相談（行政相談員） 人権相談（人権擁護委員） 交通事故相談（県交通事故相談員） 不動産相談（（社）愛知県宅地建物取引協会役員） 登記相談（県司法書士会稲沢地区役員） 税務相談（国税局相談員） 女性の悩みごと相談 （市女性の悩みごと相談員） 消費生活相談（市消費生活相談員）</p> <p>母子相談 月14日 市役所 担当 母子自立支援員</p> <p>家庭児童相談 週6日 西町さざんか児童館 担当 家庭児童相談員</p> | <p>総合相談 毎月 第4金曜日午後1時～午後3時 祖父江町役場 担当 民生委員 人権擁護委員 行政相談員 婦人相談委員 母子相談員</p> <p>高齢者職業相談 毎月 第3火曜日 午前10時～午後4時 祖父江町役場 担当 一宮公共職業安定所相談員</p> <p>家庭教育相談 毎月 第1・3火曜日 午前10時～正午 青少年ホーム 担当 家庭教育相談員</p> <p>家庭児童相談（社会福祉協議会） 毎月第3又は第4金曜日 午後1時～午後3時 保健センター 担当 家庭相談員</p> | <p>行政相談 月1回 第3火曜日午前9時30分～正午 平和町役場 当日受付順 担当 行政相談員</p> <p>福祉相談 第2以外の毎週火曜日午後1時～3時 農村環境改善センター 担当 民生・児童委員</p> <p>身体障害者・知的障害者相談 奇数月第2火曜日午後1時30分～3時 平和らくらくプラザ 担当 身体障害者・知的障害者相談員</p> <p>家庭教育相談 毎月第2・4火曜日午前10時～正午 総合体育館 担当 家庭教育相談員</p> <p>心配ごと相談 毎月第2火曜日午後1時～3時 （偶数月は第4火曜日も） 農村環境改善センター 担当 民生・児童委員</p> | <p>合併後に稲沢市の制度に統一する方向で調整し当分の間は現行の開催とする。</p> |

| 項目 | 稲沢市 | 祖父江町 | 平和町 | 調整方針 |
|---------|---|--|---|------------|
| | <p>老人悩みごと相談 月1回 老人福祉センター 担当 民生・児童相談員</p> <p>知的障害者更生相談 月2回 社会福社会館 担当 知的障害者相談員</p> <p>身体障害者更生相談 月2回 社会福社会館 担当 身体障害者相談員</p> <p>高齢者職業相談 週5日 市役所 担当 一宮公共職業安定所相談員</p> | <p>一般相談（社会福祉協議会） 毎月第2金曜日午後1時～午後3時 保健センター 担当 民生委員</p> | <p>母子女性悩みごと相談 第2金曜日午後1時～3時 平和らくらくプラザ 担当 母子相談員 母子自立支援相談員</p> <p>子ども相談室 毎月第3水曜日午後1時30分～3時 平和らくらくプラザ 担当 家庭児童相談員</p> <p>人権相談 偶数月 第3水曜日 午後1時30分～3時30分 平和町役場 担当 人権相談員</p> | |
| NPO活動支援 | <p>市民活動支援センター 総合文化センター 2F 公設市民営</p> <p>市民活動支援センター運営 「ネットワークいなざわ」に委託 月曜日から金曜日 午前10時～午後4時 情報収集、発信、相談、交流、育成・ 指導、市民参加の推進など</p> <p>その他委託事業 NPO講座、ボランティア交流会</p> | 該当なし | 該当なし | 現行のとおりとする。 |

| 項目 | 稲沢市 | 祖父江町 | 平和町 | 調整方針 |
|----------------|---|------------|---|--|
| ケーブルテレビ放送の基盤整備 | <p>新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を用いて、市域の未整備地域を対象に光ファイバー・同軸伝送路を整備するとともに既設地域を対象に光・同軸ハイブリッド化し、伝送路の機能強化を図ることにより、市内情報格差を是正（全体で光伝送路約46.5km、同軸伝送路229.5km）。また双方向機能を活用したインターネット接続サービスが利用可能な環境を整備することにより、地域情報化を推進。</p> | <p>検討中</p> | <p>新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を用いて、町内における光幹線および分配線の整備とISP設備により、町内8か所の学校、公共事業施設を接続。大容量、高品質のインターネット施設を整備し、町の各種行政情報をケーブルテレビ網を通して、インターネットサービスを受ける町民に高速回線で提供できる環境を構築。</p> | <p>合併後、新市内における格差是正に向けて、新市において調整する。</p> |

| 項 目 | 稲沢市 | 祖父江町 | 平和町 | 稲沢中島広域事務組合 | 調整方針 |
|-------|---|---|---|---|---|
| 職員互助会 | <p>互助会員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長、助役、収入役及び教育長 ・稲沢市職員定数条例に基づく職員 ・その他市長が指定する職員 <p>互助会事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済給付事業 ・福利厚生事業 <p>掛金 給料の4/1,000</p> <p>市の助成金 互助会員給料総額の6/1,000</p> <p>市の駐車場利用負担金の管理 職員1人月額1,000円の駐車場利用負担金を職員互助会が管理し、駐車場の借地料として支払う。</p> | <p>互助会員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県市町村職員共済組合に加入し、祖父江町から給料を受けている者 ・会長に申請し、承認を受けた者 <p>互助会事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済給付事業 ・福利厚生事業 <p>掛金 給料の7/1,000</p> <p>町の助成金 定額</p> | <p>互助会員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県市町村職員共済組合に加入し、平和町から俸給又は給料を受けている者 ・その他町長の指定する職員 <p>互助会事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済給付事業 ・福利厚生事業 <p>掛金 給料の10/1,000</p> <p>町の助成金 互助会員給料総額(月額)の6/1,000</p> | <p>互助会員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲沢中島広域事務組合職員定数条例に基づく職員 ・その他管理者が指定する職員 <p>互助会事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済給付事業 ・福利厚生事業 <p>掛金 給料の4/1,000</p> <p>組合の助成金 互助会員給料総額の6/1,000</p> | <p>合併時に組織を統合し、会員資格、掛金、助成金を稲沢市の制度に統一する。</p> <p>合併時に職員の駐車場利用負担金の管理を稲沢市の方法により実施する。</p> |

| 項目 | 稲沢市 | 祖父江町 | 平和町 | 調整方針 |
|------|---|--|--|--|
| 議会広報 | <p>発行 議会だよりを発行</p> <p>発行回数 年4回(5月1日、8月1日、11月1日、2月1日)</p> <p>配布先 全世帯、市内の主な企業、官公庁</p> <p>配布方法 市広報に折り込み、各区の公達員により全戸配布</p> <p>発行部数 約36,000部 A4版、4ページ</p> <p>編集委員会 議会運営委員 6名</p> | <p>発行 議会だよりを発行</p> <p>発行回数 年4回(定例会終了後)</p> <p>配布先 全世帯、近隣市町村、各小中学校・保育園</p> <p>配布方法 区長により全戸配布</p> <p>発行部数 約6,800部 A4版、10又は12ページ</p> <p>編集委員会 議会運営委員 7名</p> | <p>発行 町広報に議会だよりコーナーを設けている</p> <p>発行回数 年5回(5月1日、6月1日、8月1日、11月1日、2月1日)</p> <p>配布先 全世帯、近隣市町村</p> <p>配布方法 各区役員により全戸配布</p> <p>発行部数 約3,500部 A4版、2ページ</p> <p>編集委員会 なし</p> | <ul style="list-style-type: none"> 合併時に稲沢市の制度に統一する。 |

| 項目 | 稲沢市 | 祖父江町 | 平和町 | 調整方針 |
|------|--|--|---|---|
| 選挙事務 | <p>投票所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 25投票区 ・ 開票所 1 箇所 ・ 不在者投票所 1 箇所 ・ ポスター掲示場 180箇所 ・ 個人演説会公営施設 50箇所 <p>選挙公報 発行あり</p> <p>選挙公営 あり</p> <p>名簿の電算処理 自庁処理</p> <p>不在者投票システム あり</p> <p>投票所入場券 世帯毎郵送（1枚6人まで連記）、転出者は案内文発送</p> <p>明るい選挙推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市組織あり ・ 委員数 119人（地区まちづくり推進協議会からの推薦並びに選挙監理委員会補充員、婦人連合会等の各種団体代表者から選挙管理委員委員長が委嘱） ・ 総会年1回、常任委員会年3回程度 | <p>投票所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9投票区 ・ 開票所 1 箇所 ・ 不在者投票所 1 箇所 ・ ポスター掲示場 62箇所 ・ 個人演説会公営施設 7 箇所 <p>選挙公報 発行なし</p> <p>選挙公営 なし</p> <p>名簿の電算処理 民間業者に委託</p> <p>不在者投票システム なし</p> <p>投票所入場券 世帯毎郵送（1枚6人まで連記）、転出者は案内文発送</p> <p>明るい選挙推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町組織あり ・ 委員数 17人（選挙管理委員会補充員、町内の事業所、校長会代表及び学識経験者） ・ 協議会は選挙時など随時開催 | <p>投票所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6投票区 ・ 開票所 1 箇所 ・ 不在者投票所 1 箇所 ・ ポスター掲示場 42箇所 ・ 個人演説会公営施設 4 箇所 <p>選挙公報 発行なし</p> <p>選挙公営 なし</p> <p>名簿の電算処理 民間業者に委託</p> <p>不在者投票システム なし</p> <p>投票所入場券 はがき形式で各個人に郵送、転出者は案内文発送</p> <p>明るい選挙推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町組織なし ・ 選挙啓発の際に選挙管理委員補充員（4人）に啓発活動を依頼 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 投票所等については、当面現行のとおりとする。その他については、新市において調整する。 <p>開票所については、原則として、稲沢市内に置くこととする。</p> <p>名簿調製等の電算システムについては、稲沢市の方式に一元化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明るい選挙推進協議会については、合併翌年度（平成17年度）から統合する方向で調整する。 |

| 項目 | 稲沢市 | 祖父江町 | 平和町 | 広域事務組合 | 調整方針 |
|----------|---|---|---|--|--------------|
| 土地賃貸借契約 | 借地面積 110,172.07m ² 借地金額 257,574,214円 | 借地面積 25,546.35m ² 借地金額 8,956,170円 | 借地面積 117,006.20m ² 借地金額 93,793,748円 | 借地面積 985.11m ² 借地金額 2,611,791円 | ・ 現行のとおりとする。 |
| 公有財産貸付契約 | 平成14年度貸付料 ・ 土地有償貸付 面積 2,857.89m ² 金額 5,224,633円 ・ 建物有償貸付 面積 112.55m ² 金額 439,146円 | 平成14年度貸付料 ・ 土地有償貸付 (引き揚げ住宅) 面積 1,988m ² 金額 357,840円 (祖父江商業開発) 面積 878.71m ² 金額 2,625,588円 | 平成14年度貸付料 ・ 土地有償貸付 面積 1,674.69m ² 金額 1,266,582円 | なし | ・ 現行のとおりとする。 |

| 項目 | 稲沢市 | 祖父江町 | 平和町 | 調整方針 |
|--------------|--|---|---|---|
| 入札参加資格審査及び登録 | <p>審査日</p> <p>工事（企業体含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規 4年に1回 ・追加 毎年 <p>現在登録分は、平成16年度まで有効</p> <p>物品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規 4年に1回 ・追加 毎年 <p>現在登録分は、平成16年度まで有効</p> <p>登録システム</p> <p>あり（契約管理システム）</p> | <p>審査日</p> <p>工事（企業体含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規 2年に1回 ・追加 2年に1回 <p>現在登録分は、平成16年度まで有効</p> <p>物品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規 2年に1回 ・追加 2年に1回 <p>現在登録分は、平成16年度まで有効</p> <p>登録システム</p> <p>あり（契約管理システム）</p> | <p>審査日</p> <p>工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規 2年に1回 ・追加 なし <p>企業体は、毎年</p> <p>現在登録分は、平成16年度まで有効（企業体は、平成17年度まで）</p> <p>物品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規 2年に1回 ・追加 なし <p>現在登録分は、平成16年度まで有効</p> <p>登録システム</p> <p>なし</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町ともに入札参加資格有効期限である平成17年3月31日以降、1年間（平成17年度）は、経過措置としてそれぞれの登録を有効とする。 |
| 入札及び契約 | <p>議会に付すべき契約等</p> <p>工事</p> <p>予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負</p> <p>物品</p> <p>予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い</p> <p>入札及び契約の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前公表 <p>工事</p> <p>公表している</p> <p>（工事名、入札参加者、予定価格等）</p> <p>予定価格については、500万円を超える工事</p> <p>物品</p> <p>公表している</p> <p>（件名・納入場所・納入期限及び指名業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後公表 <p>工事・物品ともに公表している</p> <p>（予定価格等）</p> | <p>議会に付すべき契約等</p> <p>工事</p> <p>予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負</p> <p>物品</p> <p>予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い</p> <p>入札及び契約の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前公表 <p>工事</p> <p>公表している</p> <p>（工事名、予定価格等）</p> <p>予定価格については、町長が選定した工事</p> <p>物品</p> <p>公表していない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後公表 <p>工事・物品ともに公表している</p> <p>（予定価格等）</p> | <p>議会に付すべき契約等</p> <p>工事</p> <p>予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負</p> <p>物品</p> <p>予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い</p> <p>入札及び契約の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前公表 <p>工事</p> <p>公表していない</p> <p>発注見通しについては、公表している</p> <p>物品</p> <p>公表していない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後公表 <p>工事・物品ともに公表している</p> <p>（予定価格等）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・稲沢市の制度に統一する。 |

| 項目 | 稲沢市 | 祖父江町 | 平和町 | 広域事務組合 | 調整方針 |
|---------|--|--|---|---|------------------------------------|
| 指定金融機関等 | <p>指定金融機関 U F J 銀行 稲沢支店</p> <p>指定代理金融機関 なし</p> <p>収納代理金融機関 ・ U F J 銀行 (稲沢支店除く) ・ 大垣共立銀行 ・ 十六銀行 ・ 中京銀行 ・ 名古屋銀行 ・ 尾西信用金庫 ・ いちい信用金庫 ・ 岐阜信用金庫 ・ 愛知西農業協同組合 ・ 大垣信用金庫 ・ 愛知銀行 ・ 東海労働金庫</p> | <p>指定金融機関 U F J 銀行 祖父江支店</p> <p>指定代理金融機関 なし</p> <p>収納代理金融機関 ・ 愛知西農業協同組合 ・ 尾西信用金庫 ・ 大垣共立銀行 ・ 中京銀行</p> | <p>指定金融機関 U F J 銀行 津島支店</p> <p>指定代理金融機関 なし</p> <p>収納代理金融機関 ・ 愛知銀行 津島支店 ・ 中京銀行 津島支店 ・ 名古屋銀行 津島支店 ・ 大垣共立銀行 佐織支店 ・ いちい信用金庫 佐織支店 ・ 尾西信用金庫 平和支店 ・ 愛知西農業協同組合 平和支店</p> | <p>指定金融機関 () U F J 銀行 稲沢支店</p> <p>指定代理金融機関 なし</p> <p>収納代理金融機関 () ・ U F J 銀行 (稲沢支店除く) ・ 大垣共立銀行 ・ 十六銀行 ・ 中京銀行 ・ 名古屋銀行 ・ 尾西信用金庫 ・ いちい信用金庫 ・ 岐阜信用金庫 ・ 愛知西農業協同組合 ・ 大垣信用金庫 ・ 愛知銀行 ・ 東海労働金庫</p> <p>() 企業会計 (水道) については、次のとおり。 ・ 出納取扱指定金融機関 U F J 銀行 稲沢支店 ・ 収納取扱金融機関 (契約書締結) 稲沢市の収納代理金融機関に同じ。</p> | <p>・ 指定金融機関等については、稲沢市の制度に統一する。</p> |

【法令・取扱通知等】

【総合計画】

地方自治法

(地方公共団体の法人格とその事務)

第2条 地方公共団体は、法人とする。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

【個人情報保護制度】

個人情報の保護に関する法律

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

【臨時職員】

地方公務員法

(条件附採用及び臨時的任用)

第22条 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、すべて条件附のものとし、その職員がその職において6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会は、条件附採用の期間を1年に至るまで延長することができる。

5 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、6月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を6月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

6 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。

7 前5項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対しては、この法律を適用する。

【選挙事務】

公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)

(投票区)

第17条 投票区は、市町村の区域による。

2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。

(開票区)

第18条 開票区は、市町村の区域による。ただし、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において市町村が2以上の選挙区に分かれているとき又は第15条第6項の規定による選挙区があるときは、当該選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

2 都道府県の選挙管理委員会は、特別の事情があると認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、市町村の区域を分けて数開票区を設け又は数町村の区域を合せて一開票区を設けることができる。

(自動車、船舶及び拡声機の使用)

第 141 条

8 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第 1 項の自動車の使用について、無料とすることができる。

(文書図画の掲示)

第 143 条

15 都道府県の議会の議員及び長の選挙については都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第 1 項第 4 号の二の個人演説会告知用ポスター(都道府県知事の場合に限る。)及び同項第 5 号のポスターの作成について、無料とすることができる。

(任意制選挙公報の発行)

第 172 条の 2 都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第 167 条から第 171 条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。

【契約・入札関係】

地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(契約の締結)

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

地方自治法施行令(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号)

(指名競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 11 第 167 条の 4 の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第 167 条の 5 第 1 項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

3 第 167 条の 5 第 2 項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第 167 条の 12 普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）

（地方公共団体による情報の公表）

第 7 条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第 8 条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

1 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

2 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

第 9 条 前 2 条の規定は、地方公共団体が、前 2 条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

【指定金融機関等】

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

（金融機関の指定）

第 235 条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）

（指定金融機関等）

第 168 条 都道府県は、地方自治法第 235 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関（日本郵政公社を除く。次項及び第 3 項において同じ。）を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、地方自治法第 235 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。